

農業委員会業務の更なるレベル・アップに向けて

平成24年6月
岩手県農業会議

農業委員会業務については、農地法的大幅改正に伴い質・量とも増大しており、また、国から「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が公表され、県においては、県民計画に基づく第2期の「アクションプラン」が策定されたので、農業委員会系統組織においては、こうした国、県の新たな方策等に積極的に対応するため、これまで以上に事務や活動のレベル・アップを図る必要がある。

1 これまでの経過と取り組みの成果等

(1) 経過

国の適正化通知（平成21.1.23日付；農林水産省経営局長通知）により、特に、次の点について農業委員会の事務の適正実施が求められている。

ア 法令事務

- ・ 許可申請に対する内容の事実確認
- ・ 総会審議での審査基準の項目ごとの判断
- ・ 農地区分の判断の公平性・公正性・透明性の確保
- ・ 審議過程（議事録）の作成と公表
- ・ 遊休農地に関する措置の徹底
- ・ 農業生産法人の毎年度の要件確認の徹底
- ・ 農地相続時の届け出の徹底

イ 促進等事務

- ・ 遊休農地の解消と担い手の育成確保、農地の利用集積、違反転用への適正な対応についての活動計画の作成と点検・評価
- ・ 農地パトロールの実施
- ・ 遊休農地の状況の公表

(2) 取り組みの成果と残された課題

国の適正化通知に基づき、農業委員会が、国から報告を求められた「議事録適性化」と「活動計画」については「良好」との評価をいただいている。

しかし、残された課題としては

- ・ 議案審議において、「調査書・意見書」を審議に使っていないところや、まったく作成していないところが見受けられる。

- ・ 活動計画の内容が、具体性に乏しいものや、前年度活動計画の点検・評価も不十分なものが見受けられる。(5W1Hなど)

- ・ 総会等における審議や検討の際の議論が活発でないという課題もある。

このため、今後、農業委員会業務の一層の適正化・活性化に向け、更なるレベル・アップが必要である。

2 平成 24 年度における業務推進の考え方

(1) 事務のレベル・アップ

平成 24 年度は 1 の (2) を踏まえ、農業委員会は事務や活動のレベル・アップに向けて、次の観点で取り組むものとする。

ア 法令事務

- ・ 議案審議における「調査書・意見書」について、未作成委員会においてはその作成、作成している委員会は審議への提出・活用の徹底
- ・ 遊休農地に関する措置（農地法 30 条～）の徹底
- ・ 納税猶予農地の適正化と台帳整備（遊休農地の是正指導と併せ）
- ・ 農業生産法人の毎年度の要件確認の徹底と台帳整備
- ・ 震災再生特区の土地利用調整に対する農業委員会の関与

イ 促進等事務

- ・ 農業委員会での徹底した議論による活動の計画作成と点検・評価の実施
- ・ 農地パトロールの結果の他機関との情報共有と、その情報を農地法に基づく遊休農地への措置に活用
- ・ 遊休農地の状況の公表
- ・ 第 2 次地方主権一括法施行に伴う農業委員会間の情報提供（属地農業委員会と属人農業委員会の連携）

(2) 新たな課題への対応

昨年 10 月、国から「基本方針・行動計画」が公表され、また、県においては、本年 1 月、第 2 期の「アクションプラン」が策定された。

特に、国の方針では、今後 2 年間程度で、人と農地の問題を解決するための基本プランである地域農業マスタープラン（以下、「人・農地プラン」という。）を、徹底した話し合いを通じて、すべての市町村、集落で策定することを目指すとしている。

このことについて、農業委員会系統組織は、人と農地対策を主要業務としているので、積極的に対応する必要があるが、具体的には、県の指導方針を踏まえて、別途、示すこととする。

なお、現時点での、農業委員会業務との関わりは、次のように考える。

- ・ 「人・農地プラン」の作成と、集落・地域の合意形成への参画
- ・ 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体の育成と、農地集積の推進
中心経営体以外も含めた地域農業の仕組みづくり
- ・ 新規就農の促進と女性の能力の積極的活用
- ・ 農地法に基づく遊休農地解消措置の徹底
- ・ 農業・農村の6次産業化等農業者の経営改革の推進
- ・ 再生可能エネルギー源の活用に向けた土地利用調整

(3) 全体活動計画作成の提案

地域農業者の期待と信頼に応え、与えられた役割を果たすためには、1の(1)のイに掲げる活動計画（国から示された様式）にとどまらず、さらに農業委員会独自の活動を盛り込んだ全体的な活動計画（以下、「全体活動計画」という。）にレベル・アップすることが望まれる（すでに事業計画として策定している農業委員会もある）。

この場合、国へ報告する活動計画は、全体活動計画の中から該当部分を抜き出したものを提出する。

【全体活動計画に盛り込むべき事項】

全体活動計画については活動計画に記載することとされている事項のほか、地域課題等の中から幅広く盛り込む。

§ 課題等の例

不在村地主への対応、納税猶予農地の適正化、農外からの参入企業支援、鳥獣被害対策、家族経営協定、6次産業化、地産地消、食育、被災地支援などの地域課題。

この作成に当たっては、委員会内部での徹底した議論を踏まえ、必要に応じて実態調査を行い、問題の所在を明らかにすることも必要。また、農業委員が分担してプロジェクトチームを作り、関係機関との連携を図りながら、具体的実行策を掲げることも重要。

こうした全体活動計画の作成や点検・評価を通じて、農業委員会活動の「見える化」にも努めるものとする。

(4) 農業会議の支援・協力

農業会議は、各農業委員会事務の適正化、活動の活性化のための課題等の解決に必要な支援・協力を行う。

特に被災地農業委員会においては、許可申請書の審査に当たり、被災地の特殊事情等もあり判断に苦慮する案件やレアケースが多く見受けられるので、適正かつ公平な審査が行われるよう助言・支援を行う。

ア 日常的な個別案件等の相談への対応

イ 巡回指導、要請に応じた検討・協議への参画

ウ 毎月の総会（部会）後の意見交換の場への参画

エ その他、農業委員会の実情に応じた支援・協力

これらのほか、支援・協力の内容を例示的にあげれば次のとおり。

- ・ 総会に擬した議案審議演習（ケース・スタディ）を内容とする研修会の開催を提案し講師を派遣する。

- ・ 全体活動計画の内容が各委員に共有され、かつ、主体性のあるものとするため、徹底的な話し合いを基本とし、具体的な成果に結びつく計画作成指導を行う。

— 農業委員への期待 —

- (1) 農業者の最も身近な存在として、農業者の期待と信頼に応えている。
- (2) 農地行政における公正、公平、透明性が確保され、適正実施が図られている。
- (3) 地域農業の振興、地域活性化のけん引役となって活動している。
- (4) 農業、農政全般に亘る情報収集と農業者への提供に努めている。
- (5) 常に、農業委員会事務局と密接に連携し一体となって取り組んでいる。

平成24年度農業委員会農地業務への支援計画

平成21年12月の農地法等の大幅改正を踏まえ、また農業委員会業務の適正化通知（平成21年1月；農林水産省経営局長）及び同通知の改正通知（平成22年12月；同経営局長）を受けて、業務の更なるレベルアップを支援するため、農業会議に農地相談センターを設置している。

今年度は以下のとおり、農業委員会業務を支援する。

1 個別案件の相談

- ・ 難問、特異問題を含めて、個別案件への日常的な相談（何でも相談）に対応する。
 - 案件は早めに相談してほしい。対応が遅れ、また、不適切だったため、それだけ問題がこじれたケースがある。

2 農業委員会巡回

- ・ 農業委員会と日程調整（選挙日程等を勘案）のうえ年度内に県内を一巡し、業務のレベルアップや「人・農地プラン」への対応状況等について、意見交換をしたい。
 - ・ 特に、農地業務について、取り組み状況や課題等を伺いながら、必要な助言を行う。
- また、その際、状況に応じて現地調査を実施したい。一主として常任会議員会議で話題となった事項、大規模転用案件、一時転用の工事とその復元状況、転用計画の未達事案、その他特異案件などに関わる現地を見させて頂きたい。

3 会議、研修会への参画

特に、次のようなケース

- ・ 会議への出席と助言（テーマ例；「人・農地プラン」の推進方策と農委の役割）
- ・ 研修会の講師派遣（テーマ例；農地法の基本、農地法3条の審査方法、農地転用の審査方法、農地法18条による解約、農地法30条～遊休農地に対する措置、経営基盤強化法による農地の利用集積計画（利用権設定）、適用外証明（非農地証明）、農地競売の買受適格証明、贈与税等の納税猶予措置、農地のあっせん、案件の事例研究等）。なお、委員の改選により新任委員が多い場合には、模擬総会形式の研修が有効である。
- ・ 農地の集積、担い手農業者への指導の在り方
- ・ 集落営農の取り組み支援
- ・ TPPに関わる状況の解説
- ・ 農業委員会と事務局の連携強化
- ・ 放射能除染対策の状況
- ・ 農政全般の情勢と課題
- ・ その他農業者の集まりの際の講師、助言者として支援

4 被災地農業委員会への支援

- ・ 農地転用における特異案件（対応困難案件）への相談、必要に応じて会議、研修等への対応
- ・ 復興整備計画など震災復興特例法等と農地転用規制の運用

5 農地法4条、5条の申請書記入等マニュアルの作成

- ・ 許可事務処理の適正化、透明化を図り、申請者・相談者の転用申請への理解を深めるため、申請書記入マニュアル、必要書類一覧とそのチェックリスト、申請受け付けのお知らせ等を内容とするマニュアルを作成する。（3条関係は作成済み）
- このため、農業会議の職員及び農業委員会事務局職員の中から選ばせて頂いた方からなる作業チームを編成するので協力願いたい。

6 その他

- ・ 私どもは、農業委員会の役に立ち、頼りにされる農業会議でありたいと考えています。

農地に関わる問題、農業委員会の業務など要請があれば随時対応しますので、具体的に相談して頂きたいと思います。